

再審えん罪事件全国連絡会第28回総会決議

大阪高裁は、日野町事件の再審開始決定をおこない、誤まった裁判を正して無実の故阪原さんの名誉を回復して下さい

滋賀・日野町事件は、1984年12月に日野町内で酒店を経営する女主人が行方不明となり、翌1985年1月に同町内の住宅造成地で死体となって発見され、同年4月に同町山林内で手揚げ金庫が発見された事件で、同酒店の立飲み常連客だった阪原弘さんが、強盗殺人の容疑で逮捕・起訴された事件です。阪原さんは事件があったとされる夜、知人の家でお酒をよばれ、酔いつぶれて寝てしまい、翌朝自分の家に戻ったというアリバイを主張しましたが、取り調べにおいて暴行、脅迫をうけ、「娘の嫁ぎ先に行ってがたがたにしてやる」と言われ、耐え切れずにうその自白をしてしまいました。しかし公判においては否認を続けるも、無期懲役の有罪判決が確定し、服役中に死亡しました。死後再審申立てのなかで、金庫発見現場の引当て捜査のネガが開示され、写真の順番が入れ替えられていた事実が判明し、その後、未開示証拠の開示へとつながり、無実につながる証拠の発見、また無実の証拠の隠蔽が明らかになりました。2018年7月、大津地裁は自白の信用性、任意性、殺害方法にも疑問をもち、再審開始決定をしました。不当にも検察が抗告し、その異議審において被害者の死亡時刻が「食後30分以内」とした当時の解剖医の証言は科学的根拠がなく、世界標準の医学教科書において「胃内容から死亡時間を限定することは出来ない」とされていること、さらに胃内容は「汚い状」「泥状化」していることから食後1～2時間、あるいはそれ以上経過している可能性があるとし、当時の解剖医の証言は誤まっている可能性があることが吉田謙一医師（東大名誉教授）の意見書によって明らかにされました。本件はこの誤った死亡推定時刻が動かぬものとして犯行時刻、犯行場所が組み立てられた疑いがあり、酒店近くで目撃されたとする証言や酒店付近で被害者が男性と会話していた声を聞いたとされる証言は意味を持たなくなり、さらに殺害時刻以後に外で人待ちをしている被害者を見たという第三者の証言や、公衆浴場で会話したという女性の証言、公衆浴場から家に戻り、戸締りをしたあと一人で出て行ったとする同居家族の証言が排除されています。

本日私たち再審えん罪事件をたたかう全国の仲間が滋賀県大津市につどい、それぞれの事件について学び、交流し雪冤のためにどうするか、またえん罪をつくらないために逮捕の段階から弁護士の立会、証拠の全面開示、検察側の上訴禁止など再審法改正の早期実現に向けた運動を確認しました。

日野町事件即時抗告審においては、胃内容から推定した殺害時刻の誤りが、事件の構図全体を揺るがす問題となっています。御庁におかれては、この問題に関する新証拠を最重要案件に位置付け、ただちに三者協議を開催することを要請いたします。

右、決議する。

2019年12月2日 滋賀県大津市にて

再審えん罪事件全国連絡会第28回総会

大阪高裁刑事第二部 御中